

## 公 告 時 交 付 資 料 に 関 する 質 問 書

質問 No.	質問箇所		質問事項	回答
	交付資料名	NO.または ページ番号		
1	事業協定書(案)	P2 第7条の1	発注者は、当初見積書等の様式及び内容並びに提出方法等を通知するとありますが、積算の方法は公共積算基準に基づき作成すると指示されるのでしょうか。	数量の積算は公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に準拠するものとし、様式は公共建築工事内訳書標準書式(国土交通省大臣官房官庁営繕部)同等の構成を想定しています。
2	事業協定書(案)	P5 第11条4項	但し書き以降、「予期することのできない特別な事情により(中略)上限金額が不適当となったと発注者が判断した場合に限り」とありますが、発注者がそのように判断する場合の具体的・数値的な判断基準をお示ください。	社会状況や各種物価指数、国土交通省や関係地方公共団体の見解を踏まえて総合的に判断します。
3	事業協定書(案)	P5 第11条4項	但し書き以降、「予期することのできない特別な事情により(中略)上限金額が不適当となったと発注者が判断した場合に限り」とありますが、双務契約の観点から、受発注者双方が請求を行い得る旨に文言の修正をお願いできませんでしょうか。	リスクに対する判断基準を示しているものであり、協議を請求することを排除しているものではありません。優先交渉権者決定後に協議することとします。
4	事業協定書(案)	P2 第7条の1	当初見積書等・改定見積書等は、それぞれの作成時点での単価・下見積金額を根拠に作成するというところでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、No.7質疑回答のとおり基準となる提案事業費の単価・下見積金額と当初見積書等・改定見積書等の単価・下見積金額に乖離がある場合は説明を求めます。
5	事業協定書(案)	P2 第7条の1 3項	「当初見積書等における事業費は提案事業費のうち各業務に係る事業費をそれぞれ超えてはならない」とありますが、他方、第4項では著しい乖離がある場合を想定されており、3項と4項との間で矛盾が生じていると思料されます。第3項を削除、あるいは、第3項については努力義務として規定していただくよう文言の変更をお願いできませんでしょうか。	第3項では原則、第4項では乖離がある場合の対応を定めており、矛盾は生じていないと考えますが、優先交渉権者決定後に協議することとします。
6	事業協定書(案)	第7条の1 第7条の2	物価変動・要求水準外や契約外の追加指示などの要因を考えない場合において、各事業契約の金額の合計は、様式7にて提案する金額(提案事業費)と等しい金額となりますか。あるいは、上記の場合において、各事業ごとの予定価格の合計が、提案事業費を下回ってしまうことがありうるのでしょうか。	現時点では等しい金額となるか、下回るかの判断はできません。設計成果物、改定見積書等に基づき適切に予定価格を算出します。
7	公募型プロポーザル 募集要項	P15 19 (9)	「…提案価格の根拠となる内訳明細書を提出しなければならない。」とありますが、この単価、数量はその後の契約手続きに出てくる「当初見積書等」の単価、数量の基準となりますでしょうか。	当初見積書等の単価、数量の基準となります。設計段階におけるコスト管理及び契約手続きにおける価格交渉での基準となるものとして活用することを考えています。

8	公募型プロポーザル 募集要項	P1 1 (4)	工事完成期限の補足説明で、「それぞれ工事を行う各年度内に完成とする。」とありますが、工事完成期限を年度内で短縮することは「可」、延長は「不可」という理解で宜しいでしょうか。	長寿命化改修工事は単年度予算の執行によるため、実施年度の変更や年度を跨ぐ工期設定は不可とご理解ください。なお、その中で実施時期や期間に関する提案は可能とします。
9	公募型プロポーザル 募集要項	P6 2 (17)	「監理技術者資格証及び監理技術者講習会修了証を有していること。」とありますが、更新中の場合には、その内容を証明する資料を提出すれば宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	プロポーザル評価基 準	P6 表3	「見積提案率が100%を超える場合には無効」と記載がありますが、失格にはならないとの理解で宜しいでしょうか。	失格要件は定義していないため該当しませんが、募集要項1(5)に定める通り、上限額の範囲内で技術提案を求めており、上限額を超える提案は募集要項14.(5)に該当するため無効となります。「無効」とは、当該技術提案等が効力を失うことを意味しています。すなわち、提案審査の対象としての地位を失うこととなります。
11	プロポーザル評価基 準	P3 表1	配置予定技術者(施工)の実績の「加算点の評価基準」にある、「同種又は類似施設の新築、増築、又は改修で当該部分の延床面積が5,000㎡以上の施工に監理技術者もしくは主任技術者として従事した実績」とは施工中の建物でも宜しいでしょうか。	工事が完了している建物の実績のみを評価対象とします。
12	技術提案書作成要 領	P2 1 ク	「技術提案内容については、契約後において、発注者と受注者側の協議により採用されないことがある。なお、提案が採用されなかった場合も、原則として事業費の増額は認められないが、協議によるものとする。」とありますが、不採用となる具体的な基準をお示し下さい。また、その後、協議となる具体的な基準がありましたらお示し下さい。	要求水準書等に示す機能を満たすかどうか判断基準となります。採用されないことにより、工事金額・工期に影響が生じる場合には、原則として協議とします。

※1 黄色のセルに必要事項を記入すること。 ※2 質問項目欄に不足があれば、適宜行挿入し、項目欄を増やして使用して下さい。